

四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 3 3 号

四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則  
(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年四日市市条例第 2 2 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(条例第 5 条第 2 項に規定する規則で定める 1 キロメートル当たりの単価)

第 2 条 条例第 5 条第 2 項に規定する規則で定める 1 キロメートル当たりの単価は、3 7 円とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)